

こども医療費助成制度

令和7年4月診療分から中学3年生まで※1

窓口負担ゼロ

子育て中の親に寄り添うより一層の支援として、負担軽減と利便性向上を図るため、対象者すべての窓口負担をゼロとします。

新制度【令和7年4月～】

	0～2歳	3歳～中学生
自己負担額	0円	0円
助成方法	窓口での支払いなし(現物給付)	窓口での支払いなし(現物給付)

(※1) 市町村民税非課税世帯は、引き続き0歳から高校生年代まで、自己負担額0円、窓口での支払いなし

(※2) 現物給付とは、市が受給者に代わり医療機関等に助成金を支給すること。

現行



	0～2歳	3歳～中学生
自己負担額	0円	1か月2,000円
助成方法	窓口で支払いし後日助成	窓口で支払いし後日助成

(※1) 市町村民税非課税世帯は、0歳から高校生年代まで、自己負担額0円、窓口での支払いなし

受給者証について

- 鹿児島市に住民登録があり、健康保険に加入している中学3年生（※市町村民税非課税世帯は18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（高校生年代））までのこどもが対象です。この制度改正で、以下の受給者証をお持ちの中学生まではこども医療費受給者証をお送りしています。（新しいこども医療費受給者証が届いた方は、以前のこども医療費受給者証はご自身で破棄してください。）

【0歳～中学3年生までのこども】

◎令和7年3月まで

こども医療費助成受給者証

母子・父子家庭等医療費助成受給者証※

重度心身障害者等医療費助成受給者証

◎令和7年4月～

こども医療費助成受給者証

（今回届いた受給者証）

※こども医療費受給者証の対象年齢以外の方については、引き続き従来の母子・父子家庭等医療費受給者証をお使い下さい。

- 市町村民税非課税世帯の方は、すでに窓口負担ゼロの受給者証をお持ちですが、受給者番号の変更などがありますので、4月以降は今回届いた受給者証をお使いください。（以前のこども医療費受給者証はご自身で破棄してください。）
※令和7年3月1日時点の情報をもとに受給者証は作成しております。

裏面もご覧ください

受給者証の利用方法

県内の医療機関等の窓口で、保険証と一緒に「こども医療費受給者証」を提示してください。



※保険適用外の費用（薬の容器代、入院等の食事代等）等は助成対象外です。
窓口等でお支払いください。

窓口等で一旦支払いが必要なケース

- ・「こども医療費受給者証」を提示していないとき
- ・県外で受診したとき
- ・治療用の装具を作った場合 等

窓口等で支払い後、領収書等を添えて、市役所へ助成金の申請をして下さい。

以下の場合は受給資格が喪失になります

- ① こどもが鹿児島市から転出した
- ② こどもが児童福祉施設に入所し、医療費が支給されるとき
- ③ 生活保護の医療費扶助を受けることになった 等

資格喪失後に利用された場合は助成額の返還を請求することができます。

②・③の場合は届出をして下さい。

